

鳥取労働局発表  
令和2年3月30日(月)

担 当	鳥取労働局
	局長 丸山 陽一 労働基準部監督課長 樽見 晋平
	電話 0857-29-1703

## 新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について

新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼす中、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）から、労働基準関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が寄せられていることから、労働基準監督署において、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底するよう、厚生労働大臣から事務次官に対して指示があり、中小企業等への配慮に関する通達が発出されました。今後、通達に基づく許可又は届出の対応について県下の事業場へ周知することとしています。

### 通達の内容

労働基準監督署において、今般の新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響について、十分に配慮し、中小企業等の立場に立った丁寧な相談・支援を行うとともに、労働時間に係る以下の制度の明確化・柔軟化を行うもの。

#### 1 労働基準法33条の解釈の明確化

労働基準法第33条第1項（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長）の対象となり得る場合を明確化。

<対象となり得る場合の例>

- 新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合
- 手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合
- 新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合

#### 2 1年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

#### 3 36協定の特別条項の考え方の明確化